

西宮市子ども・子育て会議

第3回 基準等検討ワーキンググループ

会 議 録

日 時：平成26年4月14日(月)

場 所：市役所東館8階 801・802会議室

事務局 ただいまから第3回基準等検討ワーキンググループを開会します。

本日は、北村委員から欠席の連絡が入っています。

まず、資料の確認をします。

事前に、会議次第・委員及び事務局員名簿・座席表をとじたもの、「資料集」、「参考資料集」をお送りしています。また、本日机上に、1枚物のワーキンググループの設置運営要領と、事務局名簿と座席表の差しかえのものを置いています。

揃っておりますでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

事務局 これより議事に移りますが、これからの進行については、座長にお願いします。

冒頭に、ワーキンググループ設置運営要領に基づいて職務代理の指名をお願いしたいと思っています。

よろしくをお願いします。

座長 それでは議事に入ります。

委員の皆様には、お忙しい中をご出席いただきまして、ありがとうございます。

最初に、先ほど事務局からご案内がありましたように、このワーキンググループにおきます職務代理者を指名したいと思います。

お手元の「西宮市子ども・子育て会議ワーキンググループ設置運営要領」をご覧ください。

この第4条第4項において、「座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長が指名する構成員その他の者がその職務を代理する」と定められております。突然インフルエンザ等が流行る場合もありますので、もし私に事故があって出席がかなわないときは、職務代理の方に会の座長をお願いすることになります。

この規定に基づいて、職務代理者として奥野委員をご指名したいと思いますますが、奥野委員、ご了承いただけますか。

委員 皆さんがよければ。

座長 皆さんはいかがでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

座長 それでは、今後、私に事故があるとき、または私が欠けたときは、奥野委員に座長の職務を代理していただくこととなりますので、よろしくをお願いします。

次に、このワーキンググループは非公開となっておりますが、これまでと同様、子ども・子育て会議の委員は担当ワーキンググループ以外のワーキンググループの協議を傍聴できることになっています。

本日は、傍聴を希望する委員の方はおられますか。

事務局 久城委員が希望しておられます。

座長 それではここで皆さんにお諮りします。

本ワーキンググループにつき久城委員から傍聴希望がありますが、これを許可してよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

座長 それでは入場してもらってください。

加えて、今後傍聴を希望される委員の方が来られましたら、同じように傍聴を許可することにしておりますでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

座長 よろしく申し上げます。

それでは、次第に沿って議事を進めます。

本日は、西宮市が条例で定めなければならない基準のうち、残っている3項目についてご協議いただくことになっています。

協議時間の目安として、まず、ロードマップ・今後のスケジュールの確認と本日の協議事項の確認について事務局から5分程度の説明をしていただきます。次に、小規模保育事業を除く「地域型保育事業の認可基準」について50分程度、「幼保連携型認定こども園」について40分程度、「確認基準」について20分程度を予定しています。今回から協議時間を長く設定していますので、適宜休憩を挟んで進めたいと考えています。

なお、各基準については、おおむね今回で協議を終了させ、次回4月28日の第4回西宮市子ども・子育て会議に報告したいと考えています。

限られた時間ですが、ぜひご協議、ご協力をお願いします。

それでは、最初に、ロードマップや前回の協議のまとめと今回の協議事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料集1ページをお願い致します。この表は、前回のワーキンググループでお示したロードマップを修正したものです。

まず、上段の子ども・子育て会議の日程については、26年4月の開催を増やしています。また、下段の基準等検討ワーキンググループの日程については、5月に予備日を設けた上で、最終回としては、国の進捗状況に合わせて7月14日に予定を変更しています。なお、今回の議題の協議を終了することができたら、5月12日の予備日は開催しないと考えていますので、その旨ご了承いただきたいと思います。

次に、2ページをご覧ください。前回の協議内容を記載しています。

2月に開催いたしました子ども・子育て会議でも報告しましたが、「支給認定基準」、「放課後児童健全育成事業の設備・運営基準」及び「小規模保育事業の認可基準」については、意見を集約していただきました。なお、本日の議題(1)で取り上げている「小規模保育事業以外の地域型保育事業の認可基準」を検討する中で、「小規模保育事業」に関連する部分で再度検討し直した内容がありますので、後ほどご説明します。

また、「幼保連携型認定こども園の認可基準」については、事務局から国が検討している対応案を説明したところ、西宮市の方向性や基準案を示す旨の要望がありましたので、本日の議事(2)でご説明します。

次に、3ページをご覧ください。本日のワーキンググループでご協議いただく事項を記載しています。

(1)は、「地域型保育事業」のうち前回検討しました「小規模保育事業」以外の認可基準、(2)は、「幼保連携型認定こども園の認可基準」、(3)は、「確認に関する運営

基準」、それぞれについて本日協議を終了させて、その内容を4月28日開催予定の第4回西宮市子ども・子育て会議に報告していただきたいと考えています。

なお、もし本日これら議題が積み残しになった場合には、予備日の5月12日にワーキンググループを開催し、継続してご協議いただき、その残った部分のまとめを5月27日開催予定の第5回子ども・子育て会議に報告することになります。

ロードマップ等の説明は、以上です。

座長 私のほうから確認したいのですが、本日協議が終われば5月12日の基準等検討ワーキンググループは開催しないということですか。本日、議題の積残しがあっても、4月28日と5月27日の子ども・子育て会議は予定どおり行われるのですね。

事務局 子ども・子育て会議については、変更なくそのまま開催を予定しています。現時点では、5月12日のワーキンググループの予備日をどうするか、だけが問題になります。

座長 国では、本日私たちが協議することについては協議が終わり、現在議論していることは、利用者負担や公定価格などお金に関連する部分だけという理解でよろしいですか。

事務局 はい。

座長 6月議会には絶対に条例を出さないと間に合わないのですね。

事務局 今のところ、本市では6月議会に条例案を上程する予定で検討しているところです。

座長 それが通れば、夏ぐらいには市民の方に告知を始められるのですね。

事務局 それがベストだとは思っていますが、政省令がまだ出ていませんので、その状況次第では9月に延びる可能性もないことはないかもしれません。

座長 国の細かいルールがまだ決まっていないということですね。

事務局 はい。ただ、今のところ事務局としては、6月議会に上程する予定で準備を進めています。

座長 皆さんからも何かご確認なされたいことがあればどうぞ。

〔発言者なし〕

座長 それでは、協議を始めていきたいと思えます。

まずは、「議事(1)地域型保育事業(小規模保育事業以外)の認可基準」に入ります。

まず、「家庭的保育事業の認可基準」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料集4ページをご覧ください。参考資料集は、1ページをご参照ください。

資料集4ページに記載している「地域型保育事業」の4種類の図は、前回、前々回の資料でお示しした内容です。本日は、この4つのタイプのうち、「家庭的保育事業」、「居宅訪問型保育事業」、「事業所内保育事業」の認可基準についてご協議いただきたいと思えます。

前回からの確認でございますが、「地域型保育事業」の認可基準は、国が定める基準を踏まえて市町村が条例として策定する必要がありますが、国が定める基準については、「職員の資格、員数」と「乳幼児の適切な処遇の確保、安全の確保、秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するもの」を「従うべき基準」として、それ以外の事項

については「参酌すべき基準」となっています。特に「保育室及びその面積(面積基準)」につきましては、地域の実情に応じて公的スペース等の活用を図るため、保育所等とは異なり、「参酌すべき基準」となっています。

5ページをご覧ください。

最初に、4類型のうち「家庭的保育事業の認可基準」についてご協議いただきたいと思えます。

新制度における「家庭的保育事業」は、現在本市で取り組んでいる保育ルームに相当するものと考えられます。

(3)以下に特に今回ご協議いただきたい事項を取り上げています。

まず、(3)の「職員の資格、員数」については、国の案では、家庭的保育者の要件を「保育士または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者として、それぞれ必要な研修を修了した者」とされています。また、家庭的保育補助者の要件は、「必要な研修を修了した者」とされています。

その上で、員数については、家庭的保育者1人につき保育できる人数は3人以下とし、家庭的保育補助者とともに保育する場合は5人以下とされています。

他方、西宮市の基準は、現行における本市の保育ルームの基準に準拠して、家庭的保育者に保育士資格を求めるとともに、家庭的保育者、家庭的保育補助者の2人で子ども5人以下を保育することとし、子ども3人以下の場合でも、保育時間中は必ず複数体制をとることを基準とするように考えています。

6ページをご覧ください。

(4)の「給食」については、国の案では原則として自園調理を行うこととし、調理員の配置を求めています。ただし、現在自園調理を行っていない既存事業者からの移行については、平成31年度末までに体制を整えることを前提に、5年間の経過措置を設けることとされています。また、調理業務委託または連携施設などからの搬入も可能とし、その場合、調理員を置かないことができるとされています。

前回の「小規模保育事業」の認可基準の事務局案として、外部搬入を認めないこととして提示していましたが、西宮市としては、給食について、「地域型保育事業」すべての類型を通じて、国が示す基準に準拠する形で検討しています。

また、(5)の「連携施設」については、国の案で示されていますとおり、市内、市外を問わず、保育所、幼稚園または認定こども園とし、その役割として、1つは保育内容の支援、2つは代替保育の提供及び卒園後の受け皿を担うこととする国基準に準拠する方向で検討しています。

ただし、前回のワーキンググループにおいて「小規模保育事業」の基準を検討した際に、「連携施設としての機能を果たす上では近接地であることが重要ではないか」というご意見をいただきました。そうした趣旨を踏まえて「市内に限定する」とした経緯があります。しかしながら、市境で事業を実施する場合など、市外の施設であっても、距離的に近く、連携施設としての機能が果たせると認められるケースもあるのではないかと考えますので、連携施設の地理的要件として、市境など距離的にも有効的な連携施設をも設定できるように、「小規模保育事業」を含めた「地域型保育事業」4類型ともに

市内要件を求めないことで現在検討しているところです。

家庭的保育事業についての説明は、以上です。

座長 私から確認します。

まず、職員の資格ですが、国の基準では、家庭的保育者は研修さえ受ければ保育士資格がなくてもいいと言っているけれども、西宮市は保育士資格がないとだめだとした。自園調理は、外部搬入もオーケーにしたいのですか。

事務局 そうです、国のとおりにしたいと考えています。

座長 今まで西宮市では自園調理のみだったのですか。

事務局 資料集5ページに戻っていただきまして、「(2) 保育ルームの状況」をご覧ください。

現在、市内にある施設のうち29施設は、自園調理を実施しています。今の実施体制の中では必ずしも自園調理をしなければならないとはなっていませんので、実施している施設とお弁当を持ってきている施設とが混在している状況があります。

新制度の実施にあたっての基準としては、国が示すように、原則はすべての施設で自園調理を行う、かつ調理員を置くという形での基準を考えていますが、ただ、50施設のうち29施設が自園調理を実施し、残りは実施していない状況がありますので、5年間の経過措置を設けてという国の基準どおりで考えています。

座長 残りの施設では、お弁当を持ってくるようになっていたのですか、それとも外から搬入しているのですか。

事務局 現在は、保護者の方がつくった食事を持ってきている状況です。

座長 それと、連携施設は、前は市内の施設しかだめだと言っていましたが、市境にある施設ですと、芦屋や尼崎の施設のほうが物理的に近いので、市外もオーケーにしようということですね。

事務局 はい。

座長 市外もオーケーとなると、四国や九州の保育所でもオーケーになるわけではなくて、きちんとルールに明記するのですか。

事務局 実際の運用上は距離的なもので縛っていく形です。市内でも、北部と南部ではだめですので、市内ならオーケーということにもなりません。

座長 もう1点、保育ルームの研修の義務づけや指導監督に従わない場合はどうするかなどの点は、条例に盛り込むのではなく、運用で明記していくということですか。

事務局 研修の充実等については、条例にはなじまないと思っていますので、実際の運用の中で縛っていく形になります。

座長 何かご質問やご意見はありませんか。

委員 連携施設は必ず設けるという意味に理解していいのでしょうか。

事務局 国が示しているのは「連携施設の設定を求めることが基本」となっていて、国が言っているところでは、離島などいろいろな事情で制限できない場合は、経過措置で「一定期間は設けないこともできる」という形になっています。

委員 西宮市には離島はないので、基本的にはきちんと連携施設を確保することが大事になります。連携施設は、保育内容の支援もやらなければいけないことになっていま

すので、事故のことを考えると非常に重要な役割を果たすのではないかと思いますので、私の意見としては、距離の問題はまた別ですが、自園調理の点も解決できるかもしれませんので、条例の中で「連携施設を必ず定めるように」としたほうがいいと思います。

委員 6ページの「(4)給食」の4つ目の ですが、「調理業務委託または連携施設などからの搬入も可能とし」は、経過措置の中に入るのか、それとも、原則としては自園調理を行うが、小規模なところは、施設的に狭いし、スタッフも少ないので、こういうことも認めるといことなんでしょうか。

事務局 経過措置は、給食の実施について経過措置を設けるといことです。ですから、5年間は、施設の整備や人員の確保等で時間を要するのであれば、今までどおりお弁当持参も可能という意味合いで記載しています。

座長 可能ですが、平成31年度には必ず自園調理の設備をつくらなければいけないということですか。

事務局 そうしないといけないという形です。

委員 それでは、この「調理業務委託」以下の文章は、どうつながるのですか。

事務局 この文章は、31年度のときに連携施設から搬入するという形での実施でも構わないということですか。

委員 連携施設以外でも、「など」ですから、他の業者でも大丈夫ということですか。

事務局 はい。

座長 誤解していました。原則は31年までに自園調理だけれども、できない場合は、それ以降も調理業務委託や連携施設などからの搬入も可能ということですか。

事務局 そういう形での給食提供も可能となります。

座長 この調理業務委託には、保護者のお弁当は入っているのですか。

事務局 それは入ってきません。何らかの形で施設から提供するという形です。

委員 公定価格の中身との関係が出てきますね。自園調理を基本とする、5年間の経過措置となれば、給食費は入りますね。しかし、業務をすべて委託したり連携施設などから搬入する場合には、公定価格の中の給食分はどうなるのでしょうか、よくわかりませんね。

ですから、条例には、「自園調理を基本として、平成31年度までに整備する」としておいたほうがいいのではないのでしょうか。

座長 委員のご意見では、最後の行の「調理業務委託または連携施設などからの搬入も可能」の条件は、条例には入れないということですね。

委員 はい。連携施設からの搬入となると、連携施設側の運ぶ人手が必要になったり、保育ルームが取りに行く場合は保育ルーム側の人数が減りますから、危険性は高まりますね。向こうから運んでくるとしても、どれぐらいの距離かという問題もあります。ですから、5年間で自園調理にしてもらった方がいいのではないかと思います。5人までですから、それほど負担があるわけではないし、3歳未満の子どもたちですから、調理量としては少ないですからね。

委員 保育従事者に関しては資格云々があるのですが、調理員に関しては何も資格は要らないのでしょうか。

私の知っている保育ルームでは、お弁当を持ってきているところが多いのですが、今のお話では、5年の経過措置で外部委託できることになるわけですね。子どもにとって食事は大変大事ですし、衛生面や栄養面やアレルギーなどや、食育と言われているように、保護者も重要視しています。ですから、西宮市として、3歳未満の子どもたちの保育を担う家庭的保育施設がきちんとしていることをあらわすのか、便利だからという理由で給食をして、調理員に関しても何も資格は要らないのか、お尋ねします。

事務局 調理師の資格までは求めていないと考えています。

座長 先ほどの説明では、5年以降は弁当を持ってこさせてはいけないことになるわけですね。委員のご意見では、お金のことは国で議論の最中ですが、普通に考えれば自園調理する前提でお金も出るだろうから、調理業務委託などの条項も外して、5年以内に自園調理するというルールにしたらどうかというご意見です。

委員 国の示している対応案の中には「連携施設からの搬入も可能とする」と書いてありますが、調理業務委託はないと思うのです。ですから、委員が言われるように、この項目はとりあえずは外した上で、自園調理を原則とする方向で西宮市として考えればどうかと思います。

委員 私は、保育ルームの幾つかを見学に行かせていただきました。そこでは、調理施設があって、家庭的保育者が調理をしていました。今は給食実施施設は半分ですが、それが西宮のスタンダードだと理解すれば、5年間かけて自園調理に移行する援助をすれば、移行できるのではないかと思います。やはり原則は原則としてきちんと示したほうがいいのではないかと思います。

委員 資格が要らないのなら、調理する人の確保に関してもできるのではないかと思いますから、5年間かけて自園調理にして、子どものために食を担っていくということであれば、西宮ならではのいい保育ルームになると思います。

委員 保育ルームは、対象児童が0歳からですから、当然離乳食が入ってきます。離乳食をどこから搬入することは危険も大きいと思いますし、保護者が持っていかせることも難しいと思います。量も大したことはないと思いますから、設備を整えられるように市のほうが整備を応援したり、補助する方向で考える。自園調理を求めるなら、当然それに伴う補助なり応援なりをしてほしいと思います。

ただ、原則ですから、学校給食でもしているように、アレルギー等があってお弁当を持っていきたいという方に対しては、もちろん対応してくださると思いますが、かっちりと「自園調理原則」とは書かないほうがいいのではないかと思います。

委員 初歩的なことで申し訳ないのですが、お弁当がだめな方向になっていくのは、つくってから食べるまでの時間が長いなど、衛生面の問題があるからですか。

事務局 基本的には、あくまでもその場でつくったものを出す方がいいわけで、衛生面も含めて、必要性としては自園調理のほうが妥当性があると思います。

そうした中で、「5年間の経過措置」と「原則」の関係については、一定考えていく必要があると考えます。特にアレルギーの問題を考えますと、がちがちの原則にして、それすら認めないとすると、万が一の事故も起こる危険性もありますので、一定の柔軟な対応も必要かなとは考えます。ですから、「原則」については、一定整理していく必

要があると思います。

委員 幼稚園文化としては、お弁当がスタンダードな部分があります。お弁当のほう
がアレルギーに対応できるからという理由で幼稚園を選ぶ人もいるぐらいです。これだ
けアレルギーの子どもが増えている中で、5人の保育ルームの中で3人がアレルギーを
持っていた場合、トラブルが起きる可能性があるかなと思います。

お弁当がなぜだめなのか、離乳食を長い時間置いておくことは危険だからというのは
わかるのですが、その理由を質問させていただきました。

委員 幼稚園の場合は、朝9時前の開所ですから、お弁当をつくるのは8時前後、食
べるのは11時半か12時で、時間的に見れば3時間ぐらいです。一方、保育所の場合は、
7時半開所とすると、6時台にお弁当をつくりますから、その時間的な長さが問題にな
ると思います。もちろん、保冷ボックスや冷蔵庫に入れたりして、きちんと管理される
とは思いますが、そのあたりのことでもあります。

ただ、お弁当にできる可能性もあるとおっしゃっているので、それぞれの子どものため
に必要なことは残す形でしていただけたらと思います。

委員 基準についてお話しするのはよいのですが、西宮市内で今後量的にどれぐらい
の保育が必要なかがまだ見えていないと思うのです。西宮市としては、例えば「家庭
的保育事業」では、保育ルームがこの家庭的保育事業に移るというお考えなのでしょう
か。待機児童はまだ完全にはなくなっていないから、その需要量とサービスの供給量
が見えないと、なんとも言えないなと思います。

給食に関しても、公定価格がある程度出ないと、どの程度までこれができるのかがわ
からないと思います。箇所数を増やしていくのは子どもたちにとっていいことですが、
お金が回らなくなるかもしれません。当然お金がかかってくるので、そのあたりを
どのように考えて議論したらいいのかがわかりません。ここでベストを言っているのか
どうかわかりませんので、基準を話す方向性を教えていただきたいと思います。

事務局 西宮市では、「保育ルーム」という形で「家庭的保育事業」を実施していて、
現在48施設を運営しています。それを今後どうしていくのかについては、市の基本的な
考えとして、もっと箇所数を増やす方向ではなく、一定これぐらいの数字をめどにして、
定員15人以内で運用する西宮型の「小規模保育事業」を重点的に増やしていく必要があ
ると考えています。

今48施設ある保育ルームについては、条例化するにあたり、国基準に基づく形にして
いく必要があるだろうと考えています。というのは、国の「家庭的保育事業」では、補
助事業にプラスアルファして、特に給食の関係などでてこ入れしている部分があります。
ですから、一定の部分については市の単独補助で行いますが、国の制度が充実してくれ
ばその経費を充てていくこともできますので、そうしたことも踏まえて考えていき
たいと思っています。あまりにも負担額が大きくなってしまうと、なかなか難しいところ
はありますが、現状でも給食の調理員が1人入った場合には幾らという形で対応してい
ますので、一定の基礎はあると考えているところです。

あと、量の見込みについては、今回はお示しできていませんが、今後、集計した数字
をお示しする中で、量的なものをご議論いただきたいと思います。現状、保育ルー

ムについては、現状の48施設を一定のベースにするという考え方ですので、それを踏まえてご議論いただきたいと思います。

座長 委員も以前から何回も聞かれていますのですが、全体の西宮市の保育ミックスをどうしていくのか、つまり認可保育所はこう、幼保連携型認定こども園はこう、保育ルームはこう、小規模保育はこうという全体の予想については、いつかはきちんと出していただけるのですね。子ども・子育て会議で計画・議論することは絶対に必要ですが、いつぐらいになるでしょうか。

事務局 量の見込みについては、いまだに子ども・子育て会議にお示しできていませんが、供給計画を立てなければいけませんので、そこでは、バランスの問題も含めてお示ししてご意見をいただく形を考えています。事務局としては、5月27日の子ども・子育て会議でお示しする方向で準備を進めているところです。

委員 「職員の資格、員数」のことですが、下から3行目に「西宮市の基準として、家庭的保育者の要件を必要な研修を修了した保育士資格者とする」とあります。条例の中に盛り込むことがどうなのかわかりませんが、これからは資質が問題になってくると思いますので、修了しただけではなく、継続的な研修を受けることをこの中に入れていただきたいと思います。

というのは、いろいろと変わっていくところもありますし、資格を取ってから長い期間たっている人もいますから、資格者の力量を高めるために市として何か手だてを打つべきだと思いますので、入れていただきたいと思います。

座長 先ほども聞いて、それは条例にはなじまないというお話でしたが、もう一度答えていただけませんか。

事務局 条例にはなじまないのかなと思いますので、そのあたりは運用で、要綱なりで縛っていくという形になるかと思っています。

委員 この下から3行目の「保育士資格者とする」の部分は、すべて運用に入るということですか。

事務局 これについては、資格の要件になりますので、条例の中に書きますが、今言われたことは資格を取られた方に対する研修のことですね。

委員 「研修を修了した」という文章がありますが、それだけを条例に入れて、あとは運用でということですか。

事務局 入れるとすれば、運用で研修を義務づけるような形になるのかなと思います。

委員 「修了」を入れるのなら、「義務づけ」も入れてもいいのではないかと思います。

事務局 ここは資格の要件ですから、そうなるのかなと考えています。

委員 前にも連携施設についてお伺いしていたのですが、国が示している対応案にある「保育内容の支援」は、できないことはないかなと思います。その次に「代替保育の提供および卒園後の受け皿を担うこととする」も明記されています。代替保育の提供には、連携施設の保育士が保育ルームに出向いて保育をしたり、保育ルームの子どもたちが連携施設に行って保育を受けるなど、いろいろな形があると思いますが、それに対して連携施設が用意しなければいけないことがありますね。例えば子ども対職員の数

が決まっていますから、急に言われて行けるのか・行けないのか、また、そういう用意をしておかなければいけないのか、それはどのように考えているのでしょうか。

「卒園後の受け皿」も、3歳児枠として卒園児を受け入れられるだけの枠を初めから定員として確保しておく必要があると読めるのですが、そういう形も含めて連携施設を考えていくということでしょうか。

事務局 まず、卒園後の受け皿については、現状では5人の保育ルームの卒園児を必ず受け入れる枠を一つの保育所で用意することは難しい面もたくさんあるかと思います。現状は、保護者の方にはいろいろな希望先がありますので、一つの保育ルームを卒園される方すべてが同じ保育所に行かれる状況ではありません。市内全体でどこかの認可保育所で受け入れている状況があります。

代替保育についても、直近の例では、保育ルームにおける事案があった翌日以後、当該保育ルームは休んでいまして、そこに入所していた児童は、連携保育所や、時期的に新年度からの入所先が決まっている方もおられましたので、そういった施設で受け入れも含めて対応してきました。

連携施設が果たす役割として「代替保育」や「卒園後の受け皿」が書かれていますが、実際に連携施設となる保育所がどのような体制をとっておくのか、どれだけ確実に卒園児を受け入れなければいけないのかという細かな点については、まだ具体的な形のものはお示しできませんが、決めていった中で、連携施設の規定も設定していく必要があると考えています。

委員 ということは、連携施設は1カ所ではないと考えればいいわけですか。

事務局 基本的には、一つの家庭的保育事業に対して連携施設は1カ所となると思いますが、特に卒園後の受け皿については、必ずしもその連携施設だけで担っていくことは難しいのではないかと考えています。連携施設に設定されていない保育所なども含めて、卒園後の受け皿として確保していく形になるかと思っています。

座長 国が「従うべき基準」として挙げています。ですから、西宮市は条例に取り入れなければなりません。しかし、事実上、連携施設にとってはものすごい義務づけになるし、逆に、この保育ルームを選ぶとそこの連携施設である保育所に行かなければならないとなると保護者も困ります。ですから、「従うべき基準」として条例には入れるけれども、実際の運用としては、西宮市の場合は実情に合わないということですね。はっきり言ってもらわないと、議論が全然進みませんから。

事務局 卒園後の受け皿については、単一の施設となると非常に難しい状況があると考えています。

委員 保育ルームの保護者にとれば、関心事は卒園後の受け皿になるかと思っていますので、それが「従うべき基準」として条例に入れられることは、保護者は安心するかと思います。しかし、今聞くと、1カ所ではなく、いろいろなところをどうしようかなという感じに聞こえるのです。連携施設側としてメリットがあるのか、保育ルームとしても近くにある保育所を「ここが連携施設だ」と決められるものか。そのあたりも含めて、西宮市ではそうならないのなら、納得できない感じです。

座長 国の対策案は、現場を見ずに理想で語っていますが、現場でこれができるには

条件があると思うのです。

委員 いくら理想だといっても、これが出ると、保護者はこれを盾にとるでしょうし、当てにするでしょう。

委員 議事を進める意味で申し上げますと、連携施設を設定することは条例に入れるのですね。あとの具体的な、例えば連携施設をどこにするかなどについては、実施要綱できちんと書いて、その実施要綱の基本枠をワーキンググループに示していただくことでいいのではないのでしょうか。連携施設を設けないことはできませんので、受けたほうも被害が出ないような、もし何かあれば補助をきちんとするような、そういうことも含めた実施要綱の枠を示していただくことでどうでしょうか。

委員 連携施設として、前は現状を考えて「連携保育所」となっていました、今回は幼稚園も入っています。この幼稚園は、施設型給付の幼稚園なのか、私学助成を受けている従来型の幼稚園も含まれるのでしょうか。

事務局 申しわけありません。そこまで確認できていません。

委員 長時間保育を実施していないところもありますからね。

事務局 ただ、幼稚園側が受けなければ連携施設になれませんので、絶対になってくださいということではないと思っています。

座長 今、委員からアドバイスをいただきまして、細かいところを言い出すといろいろと出てきます。ですから、このワーキンググループでは、大枠の条例で定めるルールを決め、皆さんが気にしておられる運営上どうなるのか、実際はどうなるのかについては、実施要綱などで定めてもらうということですね。条例で決めることとしては、給食の自園調理に関しては、「調理業務委託」以下の条項を外し、西宮市では基本的に5年間で自園調理してもらう、それ以外は国の基準どおりとする、しかし、保育ルームの事案があったように、研修を義務化するとか、指導監査に従うなどの運用上の細かい気をつける点は、実施要綱に盛り込んでもらうということによろしいですか。

事務局 自園調理に関して、「調理業務委託または連携施設などからの搬入」を外すというご意見ですが、基本的には「原則自園調理」で、市としてもこれを目指していくのは当然だと思っています。ただ、5年たったときにそういう設備が用意できない場合もありますので、この条項を外す方がいいのかどうかについては、事務局としては疑問に思っているところもありますので、そのあたりを整理させていただきたいと思えます。ご意見としてはお伺いしておきます。

座長 わかりました。意見は出しました。

それでは、皆さんの意見をまとめて次の西宮市子ども・子育て会議に報告させていただきますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

座長 次に、「居宅訪問型保育事業の認可基準」についてです。

まず、この「居宅訪問型保育事業」とは何かを説明いただいて、どういう基準を私たちが議論しなければならないのかについて、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料集7ページをお願い致します。参考資料集は、5ページ以降です。

(1)の「居宅訪問型保育事業の内容」としては、保育事業者が保育を必要とする子ども

もの自宅を訪問して保育をする事業です。原則として保育者1人が子ども1人を保育する形となります。

ただし、本事業は、すべての子どもを対象とするのではなく、利用する対象の子どもについては、(1)に を5つ並べているように、「障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる場合」、「保育所などが撤退するにあたり継続利用を確保する場合」、「要保護児童の保護措置に対応する場合」、「ひとり親家庭で夜間の宿直勤務などがある場合」、「離島など居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難である場合」に限定されています。また、対象年齢については、0～2歳となっています。

ここでご議論いただきたいことは、(2)の「職員の資格、員数」です。国の案では、家庭的保育者の要件は、「保育士または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者として、それぞれ必要な研修を修了した者」とされています。

本市の基準としましては、国が示す基準に準拠する方向で考えています。

「居宅訪問型保育事業」の説明は、以上です。

座長 この「居宅訪問型保育事業」は先ほどの「家庭的保育事業」とは別物ですか、この保育者も「家庭的保育者」と呼ぶのですね。

事務局 言い方は同じ「家庭的保育者」ですが、保育ルームの保育者とはまた別に、それぞれで基準を決めることになります。

座長 これは、要するにベビーシッター事業です。保育の必要性が5項目に当たり、きちんと行政から必要性があると認められた人は、このベビーシッター事業を公的補助のもとに使うことができるわけです。

何かご質問、ご意見はありませんか。

委員 西宮市がこういう事業をするということですね。

事務局 「地域型保育事業」については、4つの類型が示されていまして、保育の確保をするために一定条例で定めることが国から指導されていますので、本市が積極的に進めるかどうかは別として、条例で基準を決めておくものです。

座長 委員が聞きたいのは、このベビーシッターはどこから派遣されるのかということです。民間のベビーシッター会社に頼んでいいということなのでしょう。西宮市がベビーシッター事業所をつくるわけではないのでしょうか。その点を説明していただけますか。

事務局 保育を提供する側については、ベビーシッターなどを派遣している民間の会社等が想定されると考えています。現在でもベビーシッターを派遣している会社が全国にたくさんありますけれども、そういうところが想定されるのかなと思っています。県内でも、公益社団法人全国保育サービス協会のホームページを見ると、その協会が定めた基準を満たした事業者さんの紹介があります。この協会では、認定ベビーシッターという資格もつくっておられて、一定の研修等を受けた方を派遣するとなっています。

国では、保育士でない、「保育士と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者」として、この認定ベビーシッターの資格を取得する際の研修を修了した程度の者を想定していると聞いています。

座長 保育の必要性の認定を受けると、どこかのベビーシッター会社と契約し、利用した際の料金に対して西宮市が補助をするという形です。ベビーシッター会社から、全国保育サービス協会というところが行っている研修を受けた認定ベビーシッターが多分ベビーシッターとして来られると思います。

委員 ということは、これはすごくニーズがあると思うのです。

座長 しかし、「認定」は厳しいのです。

委員 認定を受けた人が利用する際にということですね。

座長 しかも、保育所や保育ルームなどほかの保育ではできない必要がなければいけなくて、ただの保育の必要性ではないのです。

委員 ファミリー・サポート事業など、いろいろとありますが、認定される人は基準が厳しいということですね。

事務局 そうです。

座長 この5項目ですね。集団保育に合わないとか、シングルマザーで夜間の宿直勤務でほかに預かってくれる24時間保育が西宮市になく、それを恒常的に利用するしかないという必要性認定の審査を受けた後のことです。

委員 西宮市はあまり積極的ではないように聞いたのですが、認定基準がいくら厳しくても、必要性はあると思うのです。それを民間に申し込んで、その差額の補助を出すということですが、その「従うべき基準」の「職員の資格」については、民間に任せているわけですか。とりあえずこのように決めておくけれども、西宮市としては、市がやるものではないから……。

事務局 事業者のほうは、認可をしますので一定の条件を満たした事業者になります。その事業者から必要な子どものところに派遣され、西宮市は、代理受領になりますので、その事業者に給付するという形になります。

先ほど、保育サービス協会のお話を申し上げましたが、今回の「居宅訪問型保育事業」以外の事業もたくさんされている、いわゆるベビーシッター事業をされている事業者の団体です。多分こういうところしか参入できないだろうという想定はしています。ですから、本市としても、拒むわけではなく、一定のルールを決めて、認可の申請があれば審査して受けるという形になります。

ただ、この事業自身は、事業所と実際に保育する場所が違いますので、例えば隣の市で認可を受けた事業者でも、西宮市で給付の枠があるという「確認」をクリアできれば、西宮市の子どもがサービスを受けられて、西宮市からお金が払われるという形になります。

委員 対象児童は、大変困難を抱えている子どもが多いですね。障害を持っている子や、保育所が撤退した後の穴埋め的な役割、要保護児童というのは、虐待などを受けたりして大変難しい対応を迫られる子、ひとり親家庭で夜間となると、夜間の子どもの世話の問題も出てきます。そうすると、「保育士または保育士と同等以上の知識及び経験」でいいのかなと思います。やはり保育士の資格をベースにした上で、西宮市として、家庭的保育事業と同じように、そういうことに対応できる研修を受けた者を派遣することを考えなければいけないのではないかと思います。

この制度を否定するものではありませんが、資格が一番の問題になるかなと思います。対象児童が非常に限定されていますので、ベースの資格と、その上に一定の研修を受けることが、子どもの福祉の面から大事なかなと思います。

委員 この「保育士と同等以上」というのは、看護師や介護福祉士、社会福祉士などの資格ですか。それとも、保育士と同じだけの知識を持っている者ということになるのですか。先ほどの「家庭的保育事業」でも「同等以上」が気になっていたのです。

座長 保育士資格がなくてもいいということですね。

委員 やはりそういうことになりますね。

座長 委員が言われるとおり、これは難しい子たちなので、保育士や看護師の資格があったほうが良いと思うのです。しかし、現実の日本のベビーシッター業界を考えれば、その基準を入れると、西宮市の市民はこのサービスを受けることができなくなってしまいます。看護師や保育士の資格を持った人は、ベビーシッター会社にはほとんどいないのではないのでしょうか。

委員 そのときには、業界がどういう内容で認めているのかが基本になりますね。この「同等以上」を西宮市としてどう判断するかが問われてくると思います。

事務局 先ほども申し上げましたが、全国保育サービス協会が実施しているベビーシッター資格認定制度があります。これは、研修をかなり長い時間受けることになっていますので、保育士資格を持っていない方でも、そういうレベルの研修を受けて、認定試験を受験して合格すれば、認定ベビーシッターの資格が取得できるという形になっています。国のほうではこの程度のものを想定されていると聞いています。

ベビーシッターの会社がどれくらいあるのかわかりませんが、協会に一定の基準があるので、ある程度の水準を持っている事業者だと思います。個々の事業者でも、実際に派遣しているベビーシッターのうち8割くらいは保育士資格を持っていることを売りにして、事業をされているところもあります。ですから、こういう項目を入れたとしても、全く資格を持っていない方ばかりの事業者があっても、保護者の方はやはり保育士の資格のある事業者のほうを選ぶと思いますので、無資格の方ばかりになるという想定は、私どもとしてはあまりしていません。

座長 西宮市としては、国の基準をそのまま条例に入れたいということですね。

事務局 先ほども申し上げましたが、西宮市が認可しなくても、他市で認可を取れば事業はできますので、西宮市だけが基準を上げて、西宮市に認可の申込みをしないだけで、あまり変わらないので、ここはあまり触らないほうが良いのかなと思います。27年以降に実際に事業を実施してみて、他市の状況や実際の運用の状況を見て、そのあたりは考えていけばいいのかなと思います。初めから基準を上げてしまうと、参入機会を奪うことになって、逆に必要な方がサービスを受けられない可能性も出てきますので、あまりハードルを上げずに、研修だけはしっかりと、一定の水準を保つという形で実施してはどうかと考えています。

委員 確かに、障害を持っていたり、ひとり親家庭で夜間勤務の方などは、個人で保育サービスを受けるためには、補助が出るという方向は大切なことだとは思いますが。しかし、集団ではなくて、家庭に入って一対一になりますので、昨日今日急に来てもらう

ということではなく、出会ってある程度話をする等ある程度の時間をかけて家庭と保育する人との間の互いの信頼関係を築いてから預かるという形がいいのではないかと思います。

座長 もちろん、ちゃんとしたベビーシッター会社は、事前に面接もします、親がおかしい場合もありますから。しかし、これは国で議論することですね。

事務局 ベビーシッターの協会のホームページを見ますと、保護者が会社に申込みをされて、事業者と保護者で、どういう世話をしてほしいとか、どういう癖があるとか、そういう打合せをして、その上でやっと契約になりますので、いきなり来るといふことにはならないと思います。

委員 基本的にはそうだろうと思いますが、そこをきちんと押さえておいて、結果的にルーズな形にならないようにぜひお願いしたいと思います。

委員 先ほど80%が保育士資格者という説明がありましたので、できたら保育士資格を持った上に、こういう子どもたちに対応できるノウハウを身につけることがポイントかなと思います。事故が起これないためにも、そう思います。

特にベビーシッターはブラックボックスです。保育所では誰かが見えていますし、小規模でも誰かが見えています。アメリカなどでは、ベビーシッターが虐待するという事件がありますので、そういったことを考えると、「従うべき基準」として、保育士資格を基本として、「同等以上」を西宮市としてどこまで規定するかが問題になるかなと思います。それと、研修を市として義務づけて、受講している事実や実績なども事業者認可の基準として考えていただかないといけないのではないかと思います。

もう一つ聞きたいのは、例えば尼崎市で事業者として認可された事業者が、西宮市に来てベビーシッターをやっても、西宮市としていいのですか。そのあたりがよくわからないのです。新制度の他の事業は、それぞれの市が認可して、その市の子どもを保育するとお金が出るというのが基本ですね。他市で認可された事業者は、西宮市では認可を受けなくてもいいのですか。

事務局 他市で認可された場合でも、西宮市の保護者がその他市の事業者申し込むことは可能です。お金は、西宮市から他市で認可された事業者に給付されます。

座長 「確認」はどうなるのですか。

事務局 「確認」は、他市が認可した事業者から西宮市に確認申請をしていただく形になります。

委員 それなら、「認可」をせずに、「確認」さえしておけばいいということになりかねないですね。そのあたりがよく理解できていないのです。

座長 「確認」のときにハードルを高くすることはできるのですか。

事務局 「認可」と「確認」では項目が全然違ってきます。「確認」の場合は、利用人数がポイントになってきて、あとは、事業者の運営や情報公開の項目などになります。疑問には感じるころですが、最低基準の国の示しているルールさえ守っていれば、「認可」はどこでもすることになるのかなと思います。そこでハードルを上げる市もあるかもしれませんが。

座長 国が示している「従うべき基準」も、奥野委員が気になさっているように、国

が実際に運用する場合の政省令などでもっと細かく出してくる可能性はあるのですか。当然、国の子ども・子育て会議の委員の人も、同じことを考えていると思うのです。一歩前進だけれども、利用の間口を広げることはリスクを抱えることですから、どうなのでしょうね。私たちは大きい流れだけを決めていくわけですが、実際はどうですか。

事務局 国の政省令の事務局案は示されているのですが、特にそこまでは書かれていません。条文もかなり少なく、4条程度しかありません。

委員 どうしても気になる点で、「要保護児童の保護措置に対応する場合」という要件は、具体的に想像できないのですが、どういうことですか。

座長 多分、親が夜逃げして、子どもが一人残されて、児相は満杯で緊急保護できないとか、親が暴力を振るって命にかかわるから緊急保護しなければいけないが、預かってくれる友人や親族がないときということだと思います。

委員 ベビーシッターということは、子どもの家に行くわけでしょう。その位置づけがよくわからないのです。

座長 多分、その家で保育が可能な場合はベビーシッターを送るのではないですか。ケース・バイ・ケースだと思います。

委員 何か漠然としすぎていて、それに対応していいのかと思うのです。

座長 子どもの現場ではいろいろなケースがありますから、細かく決めれば決めるほど逆に縛ってしまうので、全部のケースを想定して書くことは無理だと思います。

委員 だからこういう形で入れているということですか。

委員 親が事業者と契約して、契約はその間だけで、それに対してかかったお金の一部を補助することになると考えておけばいいわけですね。

事務局 はい。

委員 というのは、何か事故が起きたときに、責任の問題が出てくるような気がするのです。補助金を出している、認可したことにおいて、どういう責任が市町村にかかってくるのかと思うと、そのあたりはきちりとしておいたほうが後々のためにいいのかなと思います。

事務局 確かに、そのベビーシッターの業者が内容的にどこまで信頼の置けるところかについては、厳密に審査していかなければいけないと思います。そうしないと、もし問題が起こったときに、そこを認可した市の責任問題にもなりかねませんので、そこは十分に審査の必要はあるだろうと思います。あとの責任の所在については、確認していかなければいけないと思います。

座長 それでは、まだあと3項目ありますから、申しわけありませんが、このあたりで。

この事業は、一歩前進だけれども、ベビーシッターには危ない面もあるので、国の「従うべき基準」はあるが、西宮市では、こういう危惧される意見も出ているので、実際の運用は慎重にすべきであるというような意見をつけて出していただきたいです。

しかも、皆さんが混乱なさったように、これは一体どういう制度なのか、どこからベビーシッターが出てきたものなのか、そのあたりが全然わかりませんから、本体の会議ではそこをきちんと説明していただいて、私たちの意見を上げていこうと思います。よ

ろしくお願いします。

それでは、2時間たちましたので、5分程度休憩をとって、5時5分から再開します。

〔午後4時58分 休憩〕

〔午後5時04分 再開〕

座長 それでは再開します。

あと3つ議題が残ってしまして、次に、「事業所内保育事業の認可基準」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料集8ページをご覧ください。参考資料集は、7ページ以降です。

「事業所内保育事業」は、企業が従業員のために従業員の子どもの事業所内の施設などで保育する事業です。例として、病院が医師や看護師の子どもの預かる施設として設置する院内保育所などがあります。

新制度においては、こうした事業所内保育施設の受入れ枠を、従業員の子どものみに限定せず、一定地域の子どものにも開放して、地域における保育需要の受け皿となるよう位置づけられています。

本市における事業所内保育施設は、平成26年4月1日時点で18施設存在しまして、その内訳として、利用定員19人以下の施設が9施設、20人以上の施設が9施設となっています。

施設の現状については、参考資料集の9・10ページに記載しているとおりです。

資料集8ページの「(2) 職員の資格、員数」をご覧ください。

国の案では、利用定員19人以下の施設では小規模保育事業のB型を、利用定員20人以上の施設では保育所の認可基準を基本とされております。

本市の基準としては、おおむね国の基準に準拠した上で、利用定員が19人以下の施設及び利用定員20人以上の施設ともに、4・5歳児の職員配置については、国基準に上乘せしている本市の保育所認可基準に合わせて20対1とする方向で検討しています。

「(3) 給食」については、国の案では、「家庭的保育事業」と同様に、原則として自園調理を行うこととして、調理員の配置を求めています。ただし、現在自園調理を行っていない既存事業者からの移行については、平成31年度までに体制を整えることを前提に、5年間の経過措置を設けることとされております。また、調理業務委託または連携施設などからの搬入も可能とし、その場合、調理員を置かないことができるとされております。

本市としては、「家庭的保育事業」と同様、国が示す基準に準拠する方向で検討しているところです。

次に、資料集9ページの「(4) 設備・面積基準」は、国の案では、利用定員19人以下の施設では「小規模保育事業」を、利用定員20人以上の施設では認可保育所を基準とされています。

ここで修正をお願いしたいのですが、9ページの上から7行目の2つ目の「・」の冒頭、「2歳児には」となっていますが、ここは「2歳以上の子どもには」に修正をお願いします。申し訳ありません。

本市の基準としては、おおむね国の基準に準拠した上で、利用定員20人以上の施設に

については、国基準に上乘せしている本市の保育所認可基準に合わせて、乳児室を3.3㎡以上とする方向で検討しています。

「(5) 地域枠の子どもの受入れ数」ですが、「地域枠」は、従業員の子どもではない、地域の子どもを受け入れる人数です。

国の案では、施設全体の定員区分ごとに、地域枠を定員の4分の1から3分の1程度となるよう固定化し、利用定員の柔軟な変動をしやすいとされており。

本市としても、国の示す定員設定例に準拠する方向で検討しているところです。

最後に、10ページの「(6) 連携施設」についても、市内、市外を問わず、保育所、幼稚園または認定こども園として、その役割として、保育内容の支援、代替保育の提供及び卒園後の受け皿を担うこととする国基準に準拠する方向で検討しているところです。

「事業所内保育事業」の説明は、以上です。

座長 事業所内保育所には、現在、基本的には公費は入っていません。ところが、新制度になって、制度にのりたい事業者があれば、新制度からお金が来ます。その代わり、従業員の子どもだけではなく、地域の子どもも受け入れなければいけない義務が発生します。

というわけで、西宮市では、事業所内保育所の現状がどうなっていて、新制度によって地域枠を設けそうな保育所はあるのでしょうか。

事務局 参考資料集9～12ページに、市内における事業所内保育施設の現状を載せています。これは、前にもお示しした資料と同じものです。

これを見ていただきますと、ヤクルトが上から6つありまして、そこから下は、渡辺病院や明和病院、県立西宮病院等々とありまして、ヤクルト以外は病院または福祉施設がほとんどという形になっています。

定員に対する在籍児童数の欄を見ていただきますと、結構入っているところが多いです。この制度によって事業所に対してお金が出るのですが、経営面などを考えると、従業員の子どもを押しつけてまで地域に開放するかどうかは、わからない点があります。ただ、施設に入った地域の子どもにも給付が出ますが、事業所の枠で入っている子どもにも一定お金が給付されますので、負担が減るという意味ではいいと思います。ここは、事業所がどういう判断をされるのかが問題だと思います。これは、実際に当たってみたいとわかりませんが、定員がそれほど大きくないところが多いので、どこまで枠を確保できるかはわかりません。

座長 西宮市としては、どうなるかわからないが、国の基準をそのまま条例化したいということですね。

事務局 保育所の認可基準で国に上乘せしている部分はありますが、基本は国の基準をベースでと考えています。

座長 何かご質問、ご確認なさいたいことはありませんか。

委員 現在、地域の子どもを受け入れている施設はあるのでしょうか。

事務局 基本はないと考えています。事業者にすれば、福利厚生の一環で設置しているところが多いので、かなり安い料金で、例えば病院が看護師を確保するために、地域の保育所で待機児童が多い現状を考えて、こういう施設を設置している状況です。

委員 事業所内保育施設を設置するときに、国か県から補助は出ていませんか。それとの兼ね合いはどうなるのでしょうか。

別に大した問題ではないのですが、今後補助を出すときに、国や県の補助をもらってつくった施設と単独の費用でつくった施設とで何か差異はあるのかと思うのです。

事務局 今後の給付に差があるのかということでは、今のところはないと考えています。ただ、地域枠で入ったお子さんと事業所・企業の子どもで給付額が異なることは、案として国のほうから示されています。ただ、どれぐらいの割合になるのかは、まだ示されていません。

委員 (4)の2つ目の に、「利用定員が20人以上の場合、認可保育所との整合性を図っていくことを基本とする」とありますが、この「整合性を図っていく」というのはどういう意味でしょうか、また、どのようにして整合性を図っていくのか、教えてください。

事務局 面積的に合わせるという理解で書いています。

委員 「整合性を図る」というのは、面積的に一緒にするということですか。

事務局 そうです。

委員 1つだけ質問ですが、8ページの「(2) 職員の資格、員数」の一番下の「西宮市の基準として、利用定員が19人以下の場合及び利用定員が20人以上の場合ともに、4・5歳の職員配置は20：1とする」の文章を条例に書き込むということで理解してよろしいですか。

事務局 おっしゃるとおりです。整合性を図っているところです。

座長 「事業所内保育事業」も、このお金をもらって実施する以上、定員に応じて認可保育所の基準をクリアし、西宮市の基準をクリアしてくださいということですね。

委員 病院内の保育所の場合は、今まで厚生労働省の医事課のほうからお金が出てくると思うのですが、それは今度はないのですね。普通の事業所と病院の院内保育所は、今は分けて補助金等が出ていると思うのですが、病院の利用者が大変多いですから、その整合性を持たせるように検討しておいたほうがいいのではないのでしょうか。

事務局 その補助金については、まだ調べ切れていません。出ているのは出ていたと思いますので、それがどうなるのか、確認したいと思います。

委員 従業員の子どもと地域の子どもを受け入れるわけで、私はある企業から、従業員のために保育所をつくりたいが、地域の子も一緒に入れたいという希望をお聞きして、それはおもしろいと思うし、いいと思うよと言ったのですが、まさにそういうことだと思うのです。そういう事業所さんもいますが、今後新しい施設が名乗り出たときにも、この制度に参入できるのですね。今ある事業所内保育施設だけではないですね。

事務局 もちろん今後の新設でも、この条件に合えば認可はされます。

委員 事業所内保育所を保育ルームに変えたところもあるように、事業所のほうは変動すると思いますし、従業員も変動します。そのときに、西宮市としては、最低この「従うべき基準」は守ってもらうことを事業所に言っていくということですね。つまり、受入れ人数の変動にも対応しながら、従業員のためだけではなく、地域の子どもにも配

慮した施設であることを啓発していくという意味も含めていると考えていいのですか。

座長 この制度にのらない事業所内保育施設はどうなるのか、のるところはどうなるのか、それを区別して説明していただけますか。

事務局 制度にのらない事業所は、今までどおり、認可外保育施設の監査はありますが、新制度の「地域型保育事業」には全く関係ありませんので、市は関与せずに、そのままいただく形になります。ただ、地域に開放してもいいという事業所は、本市が決める基準に合わせて、枠を決めて受け入れていただくと、入った子どもに対して給付がされ、結果として保護者や事業所の運営の負担が減ることになります。ですから、のらなくてもいいですし、のってもいいということです。

座長 のって制度に入った以上、委員がおっしゃるとおり、基準を満たさなければいけないし、監査することになるのですね。

事務局 もし監査で基準に合わないとすると、取消しもあり得ます。

委員 これに手を挙げたならば、西宮市としては、地域の子どものためにするように啓発して行ってほしいと思います。

座長 それは、しないとおかしいですね。

委員 つまり、今まで認可外保育施設であった事業所内保育施設に関して、保育内容の整備や人員配置を認可保育所ぐらいに上げていこうということですね。

座長 手を挙げればですね。事業所にとって、基準を上げて地域の子を受け入れるほうがいいのか、今のままがいいのかは、いろいろと考えると思います。

委員 事業所内保育施設に関しては、「託児」の傾向が高いので、そこで過ごす子どもにとって、ただの「託児」ではなく、「保育」になっていくと考えれば、一つ明るい方向であるかなとは思いますが。これを運営していくにあたっては、今までの事業すべてと同じように、その場その場でいろいろと考えていかなければいけないのかなとは思いますが。

座長 ほかにありませんか。

〔発言者なし〕

座長 「事業所内保育事業」については、皆様のご意見をいただきました。

次に、「幼保連携型認定こども園の認可基準」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 引き続き、資料集11ページをご覧ください。参考資料集は、13ページ以降となっております。

「1 認定こども園の内容」のところは、第1回ワーキンググループでご説明した内容を再度記載しています。

認定こども園は、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と、地域における子育て支援を行う機能を備えた施設で、「幼保連携型」、「幼稚園型」、「保育所型」、「地方裁量型」の4種類があります。本市では、この4つの種類のうち、「幼保連携型認定こども園」の認可基準を条例で定めることが必要となります。これは、中核市になったために、「幼保連携型」だけが県から市におりてきたからです。

国においては、「幼保連携型認定こども園」の認可基準を検討するにあたり、2の

(2)にありますとおり、「幼稚園と保育所の基準の内容が異なる事項は、高い基準とする」、「幼稚園と保育所のいずれかのみに適用がある事項については、両者の実務に支障のない形でその一方の内容とすること」、さらに、「幼稚園と保育所の基準に定めがない事項は、現行の認定こども園の基準を参考とすること」といった方針が示されています。

3の(1)の「職員の資格、員数」は、国の案では、保育所部分に相当する職員配置は、認可保育所の基準とされています。また、3歳以上の子どもの学級編制については、幼稚園の基準を基本として、1学級の園児数は35人以下を原則とされています。

本市の基準としては、4・5歳児の職員配置については、国基準に上乗せしている本市の保育所認可基準に合わせて、20対1にする方向で考えております。また、3歳児の学級編制における1学級の園児数は、兵庫県の幼稚園基準に準拠して、25人以下を原則とする方向で検討しています。

次に、12ページの「(2) 園舎・保育室などの面積」については、国の案では、園舎の面積は幼稚園基準を満たし、かつ乳児室・ほふく室・保育室・遊戯室の面積は保育基準を満たすこととされています。

本市としては、おおむね国の基準に準拠した上で、国基準に上乗せした兵庫県の幼稚園基準に合わせて、保育室を53㎡以上、遊戯室を100㎡以上確保した上で、国の基準に上乗せした本市の保育所認可基準に合わせて、乳児室を子ども1人につき3.3㎡確保する方向で検討しています。

次に、「(3) 給食」については、国の案では、原則として自園調理とし、調理室の設置を求めています。満3歳未満の子どもについては、公立も含め、外部搬入を認めないこととされています。ただし、満3歳以上の子どもについては、一定の要件のもとで外部搬入を可能とし、搬入後、施設内で再加熱・保存等をするための設備が必要とされています。また、食事提供をする子どもが20人未満である場合、調理室でなく、提供する人数に応じた調理設備でも可能とされています。

本市としては、おおむね国の基準に準拠する方向で検討しています。

「(4) 園庭の設置・面積」については、国の案では、まず園庭は必置とした上で、園舎と同一の敷地内または隣接することが原則とされています。面積については、満3歳以上の園児に対して、幼稚園基準による面積と保育所基準による面積のいずれか大きい方の面積を確保すること、満2歳の園児に対しては、保育所の認可基準である1人につき3.3㎡を確保することとされています。また、実際の屋上、公園等の利用を妨げるものではありませんが、原則として屋上、代替地の面積算入は認めないこととされています。

本市の基準としては、おおむね国の基準に準拠する方向で考えています。

「幼保連携型認定こども園の認可基準」については、以上です。

座長 もう一度、国の考え方を基本とした西宮市独自の基準としては、職員配置と園舎ですね。

事務局 園舎です。これは県の今の基準に準じています。

座長 ご質問、ご意見があればお願いします。

委員 これは幼稚園型とどう違うのか、教えてください。多分、給付の金額以外はすべて同じになってくるのかなと思います。

これがわかりにくいのは、職員配置のことも、今は3歳児は20対1、4・5歳児も20対1としていますが、現在私立幼稚園の場合は、25名で1人の担任ですよ。それがこの基準になると移行しにくいのか、それとも、1号認定、2号認定によって判断されるのか、そのあたりの何かがあるのですか。

とにかく、幼稚園型との違いがわからないと、これはわかりにくいと思います。

事務局 幼保連携型認定こども園は、市が基準を定めて認可をする施設となりますが、幼稚園型認定こども園については、県が認定することになっていまして、それには変更ありません。西宮市内では1園、幼稚園型認定こども園がありますが、基本的には3・4・5歳の幼稚園に、認可外保育施設としての保育の部分がプラスされている形になっています。

委員 それでは、4・5歳児の職員配置20対1というあたりは、幼稚園型と幼保連携型で違ってくるという解釈でいいですか。1号認定と2号認定の絡みが全然わからないので、西宮市で基準をお考えになっているのなら、教えていただきたいと思います。

今、認定こども園に移行しようと考えている幼稚園でも、20対1になると2人雇わなければいけませんから、もう1人分の補助が出るのなら別ですが、現状では無理だなと考えると思いますので、これを推進しようと思っても、無理ですね。

事務局 保育の分については保育所の配置基準でカウントし、1号と2号がかぶる部分については、共通利用時間として、学級編制の25対1または35対1の教員の方を確保していただくという理解でいます。ですから、2号認定については全体で配置し、1号認定については学級編制で縛るという形で、保育教諭等の両方の資格を持っておられる方は両方でカウントすると理解しています。

座長 1号認定と2号認定の説明をもう一度していただけますか。

事務局 1号については、簡単に言うと幼稚園、3歳以上の保育の必要性のない方、2号は、3歳以上の保育の必要な方、3号は、3歳未満の保育の必要な方です。

委員 西宮市内では、この基準で幼保連携型に移行しようという施設は、どこかあるのですか。

事務局 実際のところ、うちのほうに相談に来られるのですが、まだ手を挙げておられるところは少ないです。

委員 兵庫県の私立幼稚園の調査では、40園のうち10園ぐらいは認定こども園化すると想定しているという数字は出ていますが、それは今の兵庫県の基準で考えての話ですから、こういう基準になれば少し難しいだろうなと思います。

座長 20対1では難しいですか。

委員 今の園児数ですと、そうですね。

委員 補助が出ればやっていけるのですか。

委員 施設も広げないといけないのですが、まあそうです。

委員 西宮市は、これを進めようと思われているのですか。

委員 保育所に合わせているのですね。いろいろな制度が違って、差があることがお

かしいのです。

委員 学級編制における1学級の人数と職員配置の人数は、どのように考えればいいのですか。例えば3歳児の学級編制では25人以下という県の幼稚園の基準で、4・5歳児の学級編制は国が示す基準ということですから、西宮市で言うとうどうなるのでしょうか、35人以下を原則とするのですか。それと職員配置になると保育所の職員配置になるという区別と関係を教えてほしいです。

事務局 参考資料集13ページの国が示している対応案を見ますと、保育士の配置基準については、0歳児3対1、1・2歳児6対1、3歳児20対1、4・5歳児については、国は30対1と示していますが、西宮市では20対1にしたいと考えています。

学級編制については、ここでは「共通利用時間利用児 3～5歳児」と書いていますが、国は35対1としていますが、西宮市では、3歳児については25対1にしたいと考えています。これは、兵庫県がされている基準をそのまま持ってきています。ですから、3～5歳児については、保育士の基準による配置基準の人数を確保しつつ、学級編制については25対1、35対1を確保するというカウントになるのかなという感じです。

座長 この学級規模でクラス分けをした場合、2人の担任が必要ということですね。

委員 幼保連携型にした場合、午前中は、今言われた学級編制で3～5歳児は25と35でいきますが、午後になると、保育所の職員配置基準で、逆に人が余ったり足りなかったりが出てくるので、どうでしょうね。一日を通してクラス編制でやると考えないと難しいのかなと思います。

委員 午後になれば子どもが減るという想定ですね。

委員 しかし、雇った人はずっといますからね。

委員 子どもにとっては、少人数の編制で、保育士1人が見る子どもの人数が少ないのはいいことですね。

委員 少人数の編制がいいというのは、手厚い配置があるという意味で、それはいいと思います。ただ、西宮市が今それを言ってしまうと、補助をどうするのかという話になりますね。倍になりますから、すごい数になってくると思います。待機児童解消策として認定こども園をうまく使うのなら、移行しやすい形にするために兵庫県とそろえるべきかなと思ったのですが、質の高い保育ということを見ると、いろいろな議論があるかなと思います。

これは、調査で1号認定、2号認定の数を読んでおかないと、全体量が見えないですね。

座長 繰り返しますが、西宮市の基準は、満3歳以上の子どもに対しては、午前中の共通利用時間から、1号、2号の区別なく、とにかく保育所と同じ基準の20人に1人の職員配置をしるということですね。

事務局 保育の部分については、そういう形になります。

座長 保育の部分というと、2号の子に関してだけ20対1になるわけですか。

事務局 1号、2号合わせてです。

座長 ですから、午前の共通の教育時間から20対1という保育に適用している高い基準を当てようとしているのですね。出原委員が気にしているのは、国を上回るこの基準

を入れるのなら補助がつくのかということですね。

委員 午前中は35人で、午後から20人ではなく、最初から20人ということですね。

座長 国は、午前中は共通の教育時間なので幼稚園側の基準で、午後の保育は手厚くするという形ですが、西宮市は朝からですね。子どもにとってはいいことですが、人を雇う側にとればどうですかね。

委員 この人材不足の折に、難しいのは難しいです。

事務局 この幼稚園の関係で配置を20対1にすることがどうかという問題が出てくると思いますが、この点については、条例で20対1にしなければいけないということではなく、国の基準の30対1で条例化することもできないことはないというところもあります。このあたりは、もう一度私どもでも座長と整理させていただきたいと思います。

座長 委員のおっしゃっているように、手厚くするのはいいけれども、実際に幼稚園が移行できないのではないかとということですね。

委員 補助があるのなら移行できますが、それだけの人材が確保できるかという問題もあります。今は1人でやっていますが、ほぼ全クラスに2人ずつ必要になるわけですね。

委員 学級編制と、それ以降の保育時間の配置を分けて考えても、3歳児の学級編制を35人というのは大きいと思いますので、25人以下を原則とすることは大事にほしいと思います。4・5歳児の学級編制は35人がいいのか、どうするのかについては、また議論すればいいのですが、3歳児のところは守ってほしいなと思います。

委員 実際に幼稚園でも、35人というクラスはないですね。

委員 もう一つ、ニーズがどこまであるかも考慮しながら、いろいろな条件を考えてみたいと思うのです。大変少ないのか、非常に多いのか、また、純粹の幼稚園ニーズは少なく、預かり保育のニーズが大きいとなればどう考えていくか。私個人としては、3歳児25人以下という基準は維持してほしいと思いますが、あとはニーズ量との兼ね合いで考えなければいけないと思います。

委員 ニーズの部分が大きくて、私立幼稚園の場合、預かり保育で一番困るのは、人員を配置していてもすごく少ない日がありますし、逆にものすごく多い場合もありますし、また、特別支援を要する子どもがたくさん入った場合は、それだけ先生が入らなければいけないから、単純な配置基準では言えないところがあるので、このあたりはよく考えておかなければいけないですね。

委員 幼稚園へ行っていて、午後から預かり保育を受けているお子さんたちは、もしその幼稚園が幼保連携型認定こども園になったときには、保護者の方は週3日しか預かり保育を必要としていなくても、毎日利用してもいいということなのではないでしょうか。つまり、委員が言われたように、出入りがあるのではなく、保育の必要性がないとしても、子どもの集団生活の必要性として、親の必要性ではなく、子どもの生活として預けてもいいとなるという方向で考えていいのですね。そうだとすれば、人数の出入りがなく、補助がおりになるのではないかとと思うのです。

座長 違いますよね。預かり保育の部分は、「地域型保育事業」のお金で、別事業になるのですね。

事務局 今度はそうです。

座長 ですから、2号認定の子はずっと保育が必要ですが、1号認定の子は、いわゆる教育の必要時間と、預かり保育は地域型保育事業のところ認定されることになるわけですね。ですから、自由契約で毎日来るのはオーケーで、きっと週に3日ぐらいはカバーされるんですね。

事務局 基本的に預かり保育ですっとされる限りは特に預かり保育で入っていいのですが、突発的に入ることは体制的な問題がありますから、一定予約的な使い方とか、運用ではいろいろあると思いますが、そういった形での対応になるだろうと思います。

委員 突発的ではなく、週3日定期的に預かり保育を利用しているお子さんがいたら、通っている幼稚園が幼保連携型認定こども園になったときに、必要ではないあと2日に関して来るとは拒まれないのか、そこも補助の受け皿があるのかということです。これは、何回読んでもよくわからなくて、そういう方向でのこども園だったのか、こども園はどんどん変わっているの、そこがどうもわかりにくいです。

座長 1号認定は1号認定だから、保育の必要はないので、教育分を保障されるのですが.....

委員 そういう子は、今の幼稚園の中でも午前だけで、午後は帰っていきますね。

座長 幼稚園の行う預かり保育事業については、地域型保育事業の補助金に来て、それを1号認定の子どもが自由に利用することができるんですね。今の幼稚園に県から預かり保育の補助金が出てくるように、一定の補助金が出るわけですね。ただ、利用料はもっと安くなるのですかね。

委員 先ほど20対1と30対1の話で、幼稚園が幼保連携型認定こども園になる場合の話がありましたが、保育所が幼保連携型認定こども園になる場合も忘れてほしくないです。幼稚園が雇わなければいけないのなら、保育所はクビにしなければいけないことになりそうですので、そのあたりは十分に考えてやっていただかないとおかしなことになるかなと思います。持ち帰って考えていただくように、よろしくお願いします。

座長 基準を下げると、保育所が幼保連携型認定こども園に移行するときに、職員を減らさなければいけないわけですね。複雑ですね。

今日はもう無理です。基本的なところで疑問が多くて、幼保連携型認定こども園について、委員がおっしゃった幼稚園型認定こども園とどこが違うのか、1号・2号の子どもが実際に利用する場合にどのようなことになるのかがわかりにくいので、わかりやすい全体の図を描いていただくか、何かしていただけますか。

しかも、委員がおっしゃったとおり、当然保育所が幼保連携型認定こども園に移行することを考えれば、高い基準に合わせる必要があります。そうすると、幼稚園が移行する場合は、クラスを分けるか、人をつけるか、定員を減らすかになって、大変移行が難しい制度になりますね。

事務局が今答えられないことでも、聞いておきたいことはないですか。

委員 給食の提供に関して、2号認定、3号認定の子どもは食事提供の範囲になるわけですが、今の幼稚園で2時までの保育を受けている場合は、うちはお弁当ですが、多くの園では給食を提供しています。これについて、国は個人負担だと言っているの

すが、西宮市も個人負担ですか。それとも、給食に関しては、1号認定の子どもにもちゃんと補助が出るのですか。

座長 国の基準では、2号認定と3号認定の子どもには補助が出るけれども、1号認定の子どもには自己負担になっていますね。

委員 そこで西宮市はどうするのかと思うのです。

事務局 今の時点では、国基準で条例は考えていますので、市のほうが上乘せするかどうかについては、そこまでは検討できていない状況です。

委員 1号認定は4時間と考えていて、それ以降は考えていないから、そこで帰っていただくことになって、公定価格にも給食の分は入れないとなるので、やるのなら徴収するという形にならざるを得ないと思います。それが本当にいいのかどうかは、子どもの視点も含めて別の判断をしなければいけないと思います。これを西宮市が考えるときには、事業量がどう出てくるかにかかわりますね。もし、幼稚園を利用して長く預けたい人がいれば、給食はどういう取扱いにすればいいのかという議論になるのではないのでしょうか。

委員 給食に関しては、公定価格が非常に大きいですね。

座長 もう少し議論が絶対に必要ですね。事務局も大変だと思いますが、いろいろと疑問が出て、事務局の方もハッと思われたような意見もあったと思います。私たちも、幼保連携型認定こども園について、幼稚園が移行するだけを考えていたのですが、委員がおっしゃったように、保育所からの移行もありますし、この制度を導入したらどうなるのかを説明していただいて、次回に議論させていただきたいと思います。それによろしいでしょうか。

事務局 はい。

座長 あと「確認」もありますから、とてもじゃないですが、今日は無理ですね。

今回で終了することは無理だとわかりましたので、申し訳ないですが、5月に回を持たせていただいて、「幼保連携型認定こども園の基準」と「確認」の議論をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

委員 これは言っているのかどうか分かりませんが、この間の私立幼稚園の園長会の中では、これほど骨格が見えてこない中で、どんどん会議が進んで決まっていって、粗いまま進行していくことが本当にいいのでしょうか。1年ぐらい新制度の施行を遅らせることの検討は、どこかでできないのですか。このままとにかく行くという感じなのでしょう。ほかの市では、こういう話は出ていないのですかね。びっくりするぐらい難しいのと、新しい保育サービスが増えすぎているので、それに頭も追いついていないし、保護者は全然知らないですね。この間の市の説明会でも、うちの園の保護者が聞いて、「えっ、新制度ってあるの？」みたいな話から始まったので、対象になっている保護者すらわかっていない状態で、この秋から募集を始めるのなら、それまでに全部かっちり説明できる状態になっていないと、子どもたちの命、安全・安心が守れると信頼されて預けてもらわなければいけないのに、この制度は27年4月からスタートできるのかなと思うのです。

そういうことをこの子ども・子育て会議で議論することはできるのか、それとも、国が決めているから、タイトなスケジュールだけど、これでいくということなのか、ここで聞くことも難しいですか。

座長 国が決めていますから、一つの自治体だけが遅らせることは許されませんね。

事務局 施行を遅らせることはできないですね。昨年から国の方に「遅れることはないのか」という質問を何回かしたのですが、「今のところは想定していません。27年4月からです」という答えしか返ってきこない、他市も同じように思っていて、今のところはそのままいくという形になっています。ほかの市も困っている状況ではありません。

事務局 今申し上げたように、他市でも、情報が出ていない中で、苦しんでいる状況は間違いありません。ただ、27年4月からとなっている中で、私たちもできるだけ皆さん方の疑問点を払拭するべく、調べた上で説明して進めていくことが最大限やっていかなければいけないことだと思っています。

本日も、皆さんからいろいろとご意見をいただいて、ハッと思うようなことが結構ありました。できるだけ議論いただいて、出てきた疑問点を早く潰して、皆さんにご理解いただくことが大事だと思っていますので、本日いただいた意見も含めて、内部で考えなければいけないことを詰めて、整理させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

座長 皆様、議事進行にご協力をありがとうございました。

皆さんが思うようなことは、制度が始まると現場でいろいろな問題が起こると思いますので、5月のワーキンググループもよろしくお願いいたします。

事務局 最後に確認だけさせていただきます。

次回の基準等検討ワーキンググループは、予備日として予定していました5月12日(月)午後2時から5時で開催させていただきますので、よろしくお願いいたします。その前に、4月28日に第4回子ども・子育て会議がありますので、その際には、ご審議いただいたところまでは報告するという形で、5月12日には、本日積み残しになった「幼保連携型認定こども園の認可基準」と「確認」の議論をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

座長 これで閉会します。

どうもありがとうございました。

〔午後6時00分 閉会〕

【委員出席者名簿 7名】

【事務局出席者名簿 21名】

所属団体・役職名等	氏名	所属・役職	氏名
甲南大学マネジメント創造学部 教授	前田 正子	【こども支援局】	
西宮市私立幼稚園連合会 理事 長	出原 大	新制度準備室長	津田 哲司
西宮市民間保育所協議会 会長	内田 澄生	こども支援総括室長	川戸 美子
佛教大学社会福祉学部 教授	奥野 隆一	子育て事業部長	時井 一成
西宮市民生委員・児童委員会	熊谷 智恵子	新制度準備課長	楠本 博紀
はらっぱ保育所(認可外保育施 設) 園長	前田 公美	新制度認定課長	伊藤 隆
にしのみや遊び場つくる会 代表	米山 清美	こども支援総務課長	岩田 重雄
		児童・母子支援課長	小島 徹
		子育て総合センター所長	増尾 尚之
		保育所事業課長	廉沢 裕和
		参事(保育指導担当)	婦木 雅子
		児童福祉施設整備課長	緒方 剛
		参事(児童発達支援センター・ 政策担当)	山本 大介
		わかば園事業課長	岡崎 州祐
		【教育委員会】	
		学校教育部長	垣内 浩
		学校改革課長 新制度準備室参 事	杉田 二郎
		学事課長	中西 しのぶ
		学校教育課長	佐々木 理
		特別支援教育課長	坂口 紳一郎
		学校管理部長	保城 勝則
		教育職員課長	東川 富彦
		西宮市立幼稚園長会会長	村岡 節子